

## 令和3年度 秋の交通・生活安全市民運動実施要綱

### 1 交通安全市民運動

#### (1) 期間及び重点事項

##### ア 秋の交通安全市民運動

期 間：令和3年9月21日(火)～30日(木)までの10日間

重点事項：子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保、  
夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上、  
飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

##### イ 自転車安全利用促進強調月間

期 間：令和3年11月1日(月)～30日(火)までの30日間

重点事項：自転車の安全利用促進

#### (2) スローガン

マナーアップなごや なくそう交通事故  
～広めよう 交通安全スリーS運動～



#### (3) 主要実施事項

##### ア 秋の交通安全市民運動

###### ◇子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

～信号を守るなど交通ルールを守りましょう～

- ①歩行者は、信号を守る、横断歩道を利用する、歩行者横断禁止の標識のあるところでは横断しないなど、交通ルールを守りましょう。
- ②通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進しましょう。

###### ◇夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上

～自動車も自転車も早めにライトを点灯しましょう～

- ①ドライバーも自転車利用者も、夕暮れ時にはライトを早めに点灯しましょう。
- ②歩行者や自転車利用者は、夕方や夜間に外出する際は、明るい服装や反射材を着用しましょう。
- ③ドライバーは、子どもや高齢者、障害者等を見かけたら、速度を落とすなど「思いやり運転」をしましょう。また、横断歩道で横断しようとする歩行者がいる場合には、必ず一時停止をする等、「歩行者優先」を徹底しましょう。
- ④後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置や安全運転サポート車の利用を推進するとともに、安全運転に不安のある方に対しては、運転免許の自主返納を勧める等加齢等に伴う運動機能の変化が運転などに及ぼす影響等について話し合ひましょう。

###### ◇飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

～飲酒運転、あおり運転等の根絶を図りましょう～

- ①「飲酒運転四(し)ない運動」(運転するなら飲まない、飲んだら運転しない、運転する人にすすめない、飲んだ人に運転させない)を、家庭、地域、事業所ぐるみで強力に推進し、自転車も含めた飲酒運転の根絶を図りましょう。
- ②車を運転する際は、十分な車間距離を保つとともに、無理な進路変更や追越し等は絶対にやめましょう。

##### イ 自転車安全利用促進強調月間

###### ◇自転車の安全利用促進 ～自転車を利用するときはヘルメットを着用しましょう～

- ①自転車に乗るときは以下のルール・マナーを守りましょう。
  - ・自転車は、車道が原則、歩道は例外 ・車道は左側を通行
  - ・歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 ・夜間はライトを点灯
  - ・スマートフォン等の使用はしない ・妨害運転(いわゆるあおり運転)はしない など
- ②自転車損害賠償保険等へ加入するよう呼びかけましょう。
- ③自転車乗車用ヘルメットの着用を推進しましょう。



## 2 生活安全市民運動

### (1) 期間及び重点事項

#### ア 秋の生活安全市民運動

期 間：令和3年10月11日(月)～20日(水)までの10日間

重点事項：子どもの安全を守る活動の推進、自動車盗の被害防止、特殊詐欺の被害防止、住宅対象侵入盗の被害防止、暴力団排除活動の推進

#### イ 自転車盗難防止「ツーロックの日」

実施日：令和3年11月26日(金)

重点事項：自転車盗の防止

### 暴力追放



### (2) スローガン

みんなで創ろう、安心・安全 なごや

「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」 3N(ない)

### (3) 主要実施事項

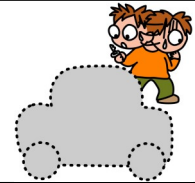
#### ア 秋の生活安全市民運動

◇子どもの安全を守る活動の推進 ～子どもだけで行動する時間帯に注意～

- ①いざというときかけこめる「こども110番の家」の場所を子どもと一緒に確認し、「こども110番の家」の方とコミュニケーションをとるようにしましょう。
- ②学校における防犯対策マニュアルに基づいて、訓練をしましょう。

◇自動車盗の被害防止 ～住宅駐車場でも被害発生～

- ①車両から離れるときは、短時間でもカギをかけましょう。
- ②ハンドルロック器具や警報機など複数の盗難防止機器を組み合わせて活用しましょう。
- ③明るく管理された見通しのよい駐車場を利用しましょう。



◇特殊詐欺の被害防止 ～犯行の手口も巧妙化～

- ①在宅中でも留守番電話にしておき、犯人と直接会話をしないようにしましょう。また、家族や親しい人には在宅中でも留守番電話にしていることを伝えましょう。
- ②身に覚えのない利用料金の請求や、息子や孫を名乗りお金を要求する電話がかかってきたら、必ず家族や警察に相談し、すぐに振り込まない(手渡さない)ようにしましょう。



◇住宅対象侵入盗の被害防止 ～窓からの侵入が多発～

- ①短時間の外出や家にいるときでもカギかけを徹底しましょう。
- ②普段からあいさつをする、長期間留守にするときは近所に声をかけるなど地域の連携を深め、空き巣等に対する地域の目を強化しましょう。

◇暴力団排除活動の推進 ～恐れない・利用しない・協力しない・交際しない～

- ①市民の安全で平穏な生活を守るため、警察等関係機関との連携を一層強化し、地域住民が一体となって暴力団排除のための活動を推進しましょう。
- ②暴力団を恐れることなく毅然と対応し、トラブル解決などに暴力団を利用しないようにするとともに、暴力団から不当な要求を受けた場合は、警察に相談しましょう。

#### イ 自転車盗難防止「ツーロックの日」

◇自転車盗の防止 ～盗難の約5割が施錠なし～

- ①丈夫なワイヤー錠などを活用し、ツーロックにするようにしましょう。
- ②駐車をするときには、管理の行き届いた自転車駐車場を利用し、少しの時間でも必ずカギをかけるようにしましょう。

名古屋市

名古屋市交通・生活安全市民会議

編集 スポーツ市民局地域安全推進課 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(〒460-8508)

電話 (052)972-3124 FAX (052)972-4823 発行部数13,000部 通番60号